

平成29年第 2 回基山町議会（臨時会）会議録（第 1 日）									
招集年月日		平成29年 6 月 27 日							
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時		開会	平成29年 6 月 27 日				9 時 3 0 分	議 長	品 川 義 則
及 び 宣 告		閉会	平成29年 6 月 27 日				1 1 時 9 分	議 長	品 川 義 則
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	松 石 健 児		出	8 番	河 野 保 久		出	
	2 番	大久保 由美子		出	9 番	重 松 一 徳		出	
	3 番	末 次 明		出	10番	鳥 飼 勝 美		出	
	4 番	栗 野 久 明		出	11番	大 山 勝 代		出	
	5 番	久保山 義 明		出	12番	松 石 信 男		出	
	6 番	牧 藺 綾 子		出	13番	品 川 義 則		出	
	7 番	木 村 照 夫		出					
会議録署名議員			4 番	栗 野 久 明			5 番	久保山 義 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名			（事務局長） 藤 田 和 彦		（係長） 久保山 晃 治			（書記） 久保山 裕 香	
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町	長	松 田 一 也		建 設 課 長			古 賀 浩	
	副 町	長	酒 井 英 良						
	教 育	長	大 串 和 人						
	総 務 企 画 課	長	熊 本 弘 樹						
	財 政 課	長	平 野 裕 志						
	まちづくり課	長	内 山 十 郎						
	会 計 管 理 者		村 山 留 美						
議 事 日 程			別紙のとおり						
会議に付した事件			別紙のとおり						
会 議 の 経 過			別紙のとおり						

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第18号 財産（建物）の取得について

日程第 4 議案第19号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成29年第 2 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、栗野久明議員と久保山義明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 ～ 4 議案第18号～議案第19号

○議長（品川義則君）

日程第 3. 議案第18号 財産（建物）の取得について、日程第 4. 議案第19号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）についてを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、平成29年第 2 回臨時会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、財産取得案件 1 件、予算案件 1 件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第18号 財産（建物）の取得についてでございます。

今回の財産取得につきましては、文化、スポーツ等の活性化と交流の拠点として、合宿所

の建設整備を行うため、建物を取得するもので、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第19号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回お願いしております補正予算は、社会教育費を35万円追加し、予備費で財源調整するものでございます。これは、合宿所建設予定地にあります既存の合併浄化槽等の光熱水費を追加するものでございます。予算総額につきましては、歳入歳出とも増減はありません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第18号の詳細説明を求めます。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

議案第18号 財産（建物）の取得についての詳細説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の議案は、文化、スポーツ等の活性化と交流の拠点としまして、合宿所の建設整備を行うために財産を取得する必要があるため、基山町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、建物取得金額が700万円を超えておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、その所在が基山町大字宮浦702番3、木造ストレートぶき2階建て店舗で、面積が1階93.48平方メートル、2階が20.54平方メートルで、合計面積が114.02平方メートルであり、取得金額は710万円でございます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

財産取得予定物件の内訳を記載いたしております。

まず、土地につきましては、所有者が八郷清孝氏で、3筆の合計面積が1,036.09平米で、取得金額が1,680万円となっております。

建物につきましては、所有者が八郷清孝氏で、合計の床面積が114.02平方メートル、平成13年8月10日の建築で、取得金額が710万円となっております。

建物附属施設につきましては、所有者が八郷佳代子氏で、取得金額が110万円となってお

り、この３種の合計の取得予定金額が2,500万円でございます。

２ページをお願いいたします。

２ページ、３ページには、建物売買の仮契約書の写しを掲載いたしております。

４ページをお願いいたします。

土地に関しまして、土地の売買契約書の写しを掲載いたしております。

６ページをお願いいたします。

建物附属施設売買契約書の写しを掲載いたしております。

８ページをお願いいたします。

８ページには財産取得予定土地地番図を掲載し、太線の四角で今回予定地を記載させていただいております。

９ページをお願いいたします。

既存家屋の平面図を掲載いたしております。１階と２階を掲載させていただいております。

次に、追加の資料をお願いいたします。

こちらの追加資料には、１ページから３ページに６月の議会でも提出させていただきました合宿所建設事業の位置図、２ページにも同じ位置図と建物の配置の予定図、３ページには公有財産の購入費の内訳を掲載させていただいております。

以上で議案第18号 財産（建物）の取得についての詳細説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時まで休憩いたします。

～午前９時37分 休憩～

～午前10時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第18号に対する質疑を行います。久保山議員。

○５番（久保山義明君）

皆さんの質疑をお聞きして、その後に質問しようかなと思っていましたけれども、まず、今回の議案上程に当たって、前回の６月議会で指摘を受けていました関係機関との協議がどのあたりまで進んでいるのか。例えば、開発審査会の問題ですとか、合併浄化槽の問題です

とか、また保健所の問題ですとか、そういったものがどのあたりまで進んでいるのかをお聞かせください。

それと、来月早々に合宿所建設についての意見交換会が開催されると思いますが、そのときには、恐らく町民の方々からの質問というのはほとんどが運用に関する質問になってくるかなと思っています。その中で、例えば、今議会でさまざまな質問が、さまざまなやりとりがない中で、議会に説明していない答弁を求められる可能性があると思いますが、その運用について、どのあたりまで確定しているのか。それと、例えば確定はしていなくても、方向性として、今この時点で言える内容があったらお聞かせください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、1点目の件でございます。現在の関係機関との進捗状況ということでございます。

まず、開発に係ります開発許可のための県の開発審査会、この関係につきましては県のほうと協議を重ねて、9月下旬の審査会にかけるということで、今回このためには必要な申請書類等もございますので、実施設計を行う中で実施をするということで、内容につきましては県のほうと協議をしまして、うちのほうが提示しております今回の条件であれば、許可はいただけるであろうというところまではいただいておりますので、ただ、あと書類をそろえて準備をして、事前の審査を受けるという状況でございます。

それとあと、建築の確認につきましても、これも土木事務所と確認をしながら、現実的には、実際、実施設計とか、これも関係書類が必要ですので、それがそろい次第提出をさせていただくというところで、土木事務所のほうとは協議が進んでいるところでございます。

あと、保健所の関係につきましても、これもやはり実際の、旅館業法につきましては建物ができ上がらないと許可の出ない部分もございますので、あとは飲食店の営業許可等も含めて、今回うちのほうが考えている内容を説明させていただいて、そこのすり合わせというか、その協議は現在も進めているところでございます。ただ、実施設計ができ上がらないと、詳しく協議できる部分がありませんので、そこはまたできる段階段階できちっと協議を進めていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の意見交換会の件ですけれども、これにつきましては、現在はこの前、議

会のほうに6月議会、あるいは今回ですけれども、に提出させていただいた資料に基づいた説明会で大枠の既存施設は食堂兼の施設として、そして新たに宿泊棟をつくるというところで、図面的にはそういうものを提出しながら説明をして、今回は皆さん方がどういうふうに合宿所というのに対して思っているのか、どういう機能を皆様方が思っているのか、そういう御意見を聞きながら、また今後に反映できる部分はしていこうというふうに、今回の意見交換会はそういうふうな交換会としたいと思っております。

運用に関しては、現時点では今のところ考えておりますのは、指定管理者による運営を考えていきたいというところで準備を進めているところでございます。（「合併浄化槽」と呼ぶ者あり）

それと、保健所との協議の中で、6月議会で久保山議員から御指摘がありましたように、合併浄化槽の関係ですけれども、飲食店と宿泊棟では、やはり容量の関係もありますので、今のところ新たに宿泊棟分の合併浄化槽をつくるところで考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。要するに実施設計がある程度加わった上での詳細な詰めの作業をしていくということで、合併浄化槽についても、やはり今現在の80人槽では対応できない。よって、合宿所専用の合併浄化槽を新たに予算をつけてつくる可能性が高いということでお聞きしておきます。

それで、先ほども言いましたように、やはり合宿施設自体について、合宿をしたいという方のところというのは、大枠ある程度固まってきているとは思いますが、やはり町民の皆様の関心が一番あるのは、合宿をしていない期間、要するに恐らく300日程度出てくると思いますが、その期間をどうやって運営していくのか。それを賄えるだけの指定管理が、本当に指定管理者として手を挙げていただけるような事業者があらわれるのか、また、ある程度のめどをつけた上で今動いているのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、合宿をしていない期間の運用につきましては、基本的には、食堂部分につきまして

は一般の方も御利用いただける食堂ということで運用を考えていきたいと思っていますし、合宿施設につきましても、昼間だけの運用というのでもできるような形の設計なり運用というのは考えていかないといけないとは思っております。

こうしますというのは、ちょっとまだ具体的には現時点では申し上げられませんが、とにかく、あいている期間を短くするというところでできるような形で考えていきたいと思っています。

それと、施設につきましても、そういった指定管理ができそうなところと今協議を始めているところでございます。まだ中身は固まっていないので、向こう側も何とも答えようがないと。ただ、ある程度固まれば前向きに検討してもいいというところでのお話はいただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

合宿所と、いわゆるそこの料理を提供する施設の関係が一番ポイントになるんですけども、今はだからさっき言ったように、一緒にやれる人を、一番理想形は旅館業法を持って、プラス飲食の許可を持っている人ということですけど、もしそれが無理なら、ジョイントで多分できるということだと思うので、それも検討を今しているところであります。

それから、ちなみにあそこのほっとステーションそのものは、これまでにスイーツ、うどん、ハンバーグ、それから居酒屋、カレー、一応5人の方々に意見をお聞きしました。別に来てくださいというんじゃなくて、ここをどういうふうに思いますかとか、どういうふうにしたら使えそうですかとか、そういう意見を今聴取したところですけど、まだ5種類でございますので、ほかにもいろいろなものがありますので、さっきの指定管理の話と合わせて、いろいろな人の話を聞いて一番いい形に整うようにしていきたいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと臨時議会ですので、委員会付託もありませんので、かなり細かい話を最後にさせていただきますけれども、やはりあそこの食堂を利用する方、いわゆる指定管理業者という

のは、最終的には一番のメインはやはり合宿をされている方たちの朝昼晩の料理を提供するということが大前提にあると思われます。ただ、例えばですけれども、合宿をされて、朝7時に6人分の朝食を500円で作ってくれという希望があった場合に、いわゆる500円の6人分で3,000円ですよ。ですから、それを7時に提供するとなると、朝5時ぐらいから準備しなきゃいけない。恐らく相当な苦勞も考えられると思います。

そうした中で、指定管理料という大枠の中でそういうものを賄っていく話だとは思いますが、例えば、そこの事業者の方が、いや、うちはまだ朝食も1,500円のこのセットメニューしか出せないんですと言った場合の調整をどうやって図っていくのか。このあたりも、これから詰めの作業をしていく段階で非常に難しくなってくるんじゃないかなと考えられますが、どういった想定をされているのかがちょっと私たちによく伝わってこないんで、そのあたりの想定作業も、今可能性のある事業者と話を進めていращやるということであれば、そのあたりの詰めの作業をどうやって持っていくのかというのをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

はっきり申し上げて、まだそこまでの話はしていないところが現実でございます。うちのほうで考えている中では、他施設の状況も見させていただいて、やはり合宿に来られる方はトータルで幾らかかるのかというのに重点を置かれると思いますので、その中で朝食とか食事にどれぐらいお金がかかるのかというのがあって、場合によれば、朝昼晩の料金は幾らでの設定になりますというふうな形での業者への仕様みたいな形になるのか、そういった話をしながら、業者と折り合いをつけて金額の設定がいくのかにはなるとは思っておりますけれども、ただ、1つはやはり今、議員がおっしゃるように、メインは合宿に来られた方に食事を出す、その余った時間は有効に使って、ぜひ営業努力をやってもうけてくださいというふうなことはお伝えしようと思いますので、その中で相手の方がどういった提案をしていたのか、こういう場合はどうですかという前向きな御提案をいただければ、それに乗ってきちっとした営業ができるような形の協議に詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

可能性がある業者に当たっているわけではございませんので、それぞれ一番詳しい人に、いろいろな分野の人に聞いているだけなので、今当たっている人たちに可能性があるかと言われると、全くそこは違いますので、そこはまず誤解ないようにお願いします。

それから、さっきの説明をさらに詳しく言うと、当然、指定管理の公募みたいな形になるときに、朝昼晩、合宿所はマストというのはきちんと入れ込むという、そういうことになると思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

旧ほっとステーションの事業主、今回の契約相手でございますけど、長年、基山町に貢献していただいた方ではありますが、今回は正式な商取引であります。きっかけはちょっとした会合等であったかと思うんですが、曖昧な場所、あるいは交渉で決まっただけではないかもしれませんが、今までどこで交渉が行われて、対応はどなたがされたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、正式なお話がありましたのは、町長室のほうに御本人がお見えになって、店を閉めるに当たって、基山町としてこの土地を活用する予定はないでしょうかということの正式なお話はその中でありまして、最終的に、また町長も含めたところでお話をさせていただいたところがございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

町長以外の方というのはどなたかということかと、あと第三者も入られているのか、それともあくまでも町の執行部だけということなんでしょうか。それと、やっぱりこれは最終的には2,500万円という形で大体話が決まってきたみたいなんですけれども、安いにこしたことはなかったんですけれども、先方からの要望等というのもあったんでしょうか。こういうふうに使ってもらったら私としてはいいなとか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

交渉につきましては、役場、町長あるいは担当課で当たらせていただいて、第三者の方が入ることはございませんでした。

それと、所有者の方からは、自分も少年スポーツというか、そういうのを長年やってきてスポーツの振興にも頑張ってきたし、できればそういった形でこの施設も使ってほしいという御本人の強い御要望もありまして、今回、この施設の買収というのを決めた経緯もございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

資料の2ページで、建物売買仮契約書というのがあります。それで、第8条に買った建物にいろいろ欠陥とか傷があっても文句を言わないというような項目があるわけですが、設備数にしても15点ですね、全部購入するということになっているわけで、そうすると、もうすぐでも開業できるという格好なのか、いや、3月の来年度当初予算にこれに加えて、例えば外壁をきれいにするとか、それから設備をもうちょっとふやすとか、いろんなふうになるのか、いや、もう現状のまま、宿泊所さえつくればすぐにでも営業できますという格好になるのか、新たな予算措置は考えていないと、あり得ないということなのか、その辺お聞かせください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

実際、この施設は5月まで営業されておりましたので、施設的には問題なく使えるというふうに思っております。ただ、次にどういった業態のお店が入られるかによって厨房のレイアウトであったりとかいうのは若干手直しが必要になると思いますし、やはり十数年あそこで営業されておりましたので、ある程度の清掃的な部分は必要にはなってくると思います。

それと、旧施設の改修分も工事費の中には一定額は見込んでおりますので、現時点では追加はないというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

また確認ですけれども、そうすると、来年4月か5月かにはきちっと開所できると。新たな補正予算なり当初予算というのは、まず出てこないんじゃないかということでいいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

目標は来年の5月の連休に開所するというところで今作業を進めておりますけれども、まだまだ実施設計も工事の発注もしておりませんので、現時点では、今の我々のスケジュールとしましては5月の連休ぐらいにはオープンをしたいというところで準備を進めております。

あと、予算の関係でございますけれども、今回、備品関係はまだ一切予算計上させていただいておりません。建物だけで、まだ建物の設計も十分できておりませんので、何が必要なのかというのがまだ詳細には出ませんでしたので、これは追って議会のほうで追加で予算要求をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

最初に少し基本的なところをお伺いしますけれども、用地が1,680万円、家屋が710万円、そして附属施設が110万円というふうに出されています。この根拠ですね、例えば土地家屋については調査士、第三者が見て決めたのか、どういうふうなところでこの金額が決まったのかというところをお願いいたします。

それから、先ほどの説明で久保山議員の質問の中にもありましたけれども、本来に来年の3月いっぱい建物が建つのかなと心配するんですね。今から先、いろんな開発許可も含めて審査をしていかなければならないと、許可をとっていかなければならないと。1つおくれれば、1カ月単位ぐらいでおくれはしないのかなという心配をするんですね。もし来年の3月を超えた場合、建物が完成しなかった場合はこれどうなるのかというのが2点目です。

3点目は、先ほど松石信男議員も質問されましたけれども、私は備品とかいろんなのが結構かかるのかなと思うんですね。例えば、当然クーラーは必要ですね。それにいろんな食堂

にしても、私たちも総務文教常任委員会で中を見ましたけれども、今回出されている備品の中には、私は使えないのが大分あるのかなという気がするんですね。今まで使っていたから使えるじゃなくて、ここ半年、1年使わなかったら、もう次使うときには使えないというのが当然出てくるんですね。ずっと使っているからこそ使えるのであって、一例とすれば、私は冷蔵庫の中身を見たんですけれども、とてもじゃないけれども、もうあれ多分使えないんじゃないかなという気がするんですけれども、そういうところからすると、備品が物すごくかかると。そこまで明らかにして、例えば、町民説明のときには説明しないと、1億3,200万円がもうひとり歩きしているけれども、私は実際プラスの2,000万円ぐらいかかるんじゃないのかなという気がするんですけれども、この辺の全体の予算金額をやっぱり私は明らかにしてもらいたいという、この3点について質問いたします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず1点目の、今回財産取得をした金額の根拠はということでございますけれども、土地家屋につきましては、評価額で金額を協議させていただいております。

それと、附属施設につきましても、償却資産の評価の分で額を出させていただいて、それで協議をさせていただいたところでございます。

それと、2点目の3月までにきちっとできるのかというところでございますけれども、そのために我々は今、関係機関と協議を重ねながら、まず実施設計の発注をかけ、実施設計をする中でもあわせて協議をしていって、3月年度内にきちっと完成できるというところで今準備を進めているところでございます。

仮にできなかつたらどうなるかということでございますけれども、今回は地方創成の基金をいただいておりますので、できなければ基金が使えなくなるというふうな状況になりますので、それはやはりとにかく3月中にはきちっとできるというところで、問題があればすぐにクリアをしながら進めていきたいと思っておりますし、まずは9月の開発審査会をクリアできるように、今準備を進めているところでございます。

それと、3点目でございます。備品につきましては、今、議員おっしゃるように、当然いろいろな部分がかかってくるとは思っておりますけれども、私どもではなるべく最小限に抑えたいというふうには考えております。ただ、ある程度建設の中でカバーできるものもござ

いますし、当然備品として購入しないといけない部分もございますので、そこは精査をしながら、なるべくこれ以上新たな予算をお願いしないでいのようにやっていきたいし、建築に関しても、工事についても、きちっと詳細な設計をしながら工事費を抑えるというのも当然考えていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

全体金額はいいですか。全体的な金額という質問もありましたけど。（「いや、そこはわからないんでしょう。」と呼ぶ者あり）内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

全体的な金額としては、現在ではちょっと積算はできない状況でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

最初の質問ですけれども、評価額等を出された。私は、例えば土地家屋調査士、第三者の方が見て、あの評価額を出された部分ですね。この出された部分の鑑定書は当然役所の方が持つてあるんですね。私はですね……（発言する者あり）だから、鑑定をされていないんでしょう。第三者の鑑定は。

私は、先ほど説明の中で出ましたように、旧ほっとステーションの事業主の方がもうやめられるという形で、もし基山町が利用できるんだったら利用してもらいたいという中で、事業主にすれば安い金額でも基山町に譲りたいというふうな感じで今度の契約がされているのか、いや、きちっとした対等な関係での結局契約になっているのか、対等な関係になるためにはきちっと第三者の方が金額について評価額、鑑定しなければなりませんけれども、いや、それよりも例えば土地についても建物についても、実際、金額よりも安い金額で譲りたいというふうに事業主の方が言われたのかですね。基山町はそれに伴って善意としてこの金額で契約を結ばせてくださいというふうになったのか、この点について少し明らかにしてください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

評価自体は税のほうで評価しておりますけれども、基準値については、鑑定評価を受けて

基準値の評価を出して、それから比準をして評価を出しておりますので、基本としては評価はある中での価格になっているというふうには、直接この土地の評価はとっておりませんけれども、この基準額を出すためにはできているというふうには考えております。

それと、土地売買のお話をする中では、お互い対等の中では話をさせていただいて、この評価の金額でいかがですかというお話をさせていただいて、それで構いませんということでしたので、その中で金額の整理をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

ちょっと補足説明いたしますと、固定資産評価額については、基山町全体で何十カ所か鑑定評価を行って、それを基準として路線価なりで各宅地については比準しておりますので、鑑定評価を用いた価格になっているということと、そもそも固定資産評価は市場価格の7割ですので、普通の市場価格より3割減になっておりますので、所有者の方はそれでも構わないというふうな交渉の中で、通常考えれば安くお譲りいただいているというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

済みません、後で資料いただいた附属施設の一覧表に関連して幾つかお伺いしたいと思います。

ここに金額を書いているんですけど、この単価は取得単価なんですか、それとも評価単価なんですか、どういうことなのでしょう。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

これは評価単価でございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

あくまでも現在のということですのでよろしいわけですね。私の認識としては、予算のときに820万円と書いてあったときに、建物と附属施設で820万円という補正予算の書き方、この資料は——こういう資料じゃなくて、補正のときにはそういうような書き方で書いてあったんですね。だから、契約としては建物と附属施設を一括でやられるのかなという認識を持っていたわけです。初めていろいろな資料をいただいて、所有者がそれぞれ建物とあれと違うから、だから別にしたのかなとも思ったりしたんですけど、その建物と附属施設の別々の契約にしたという理由を明確にお答えいただきたいんですが。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

こちらの説明資料の1ページに一覧表をつけさせていただきまして、物件の内訳で、土地、建物、建物附属施設とそれぞれ上げさせていただいて、土地と建物につきましては八郷清孝氏、附属施設につきましては八郷佳代子氏ということで、所有者が違いますので、これは契約を分けて上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

初めに体育館東側につくりたいというお話があったときと経過が変わってきたわけですが、体育館東側にというときに、それは宿泊所だけ、でもそれは食事も提供しなければいけないのは当然なので、私はデリバリーの業者に頼まれるのかなと思ったんですね。そして今度、ほっとステーションにと、そこでは厨房がきちんとある。だから、そこでの営業していないときの食堂運営ができるようにということになったと思うんですけども、デリバリーについては何の検討もなされなかったのか。そして、町長が先ほど両方が一緒に難しいならジョイントというふうに言われましたけれども、デリバリーをそのまま進めていくということならば宿泊所だけの管理でいいわけですね。その辺で引き受け手が本当にあるものか、その辺の見通しはどうかというのをお聞きします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

当然、合宿には食事がつきものですので、何らかの食事の提供というのは必要になります。デリバリーという方法もございますし、例えば、今回この場所を購入しても、その場所で厨房としてつくっておいて、そこで御自分で自炊するという方法をとられている施設もございますので、それは施設の考え方だと思います。

ただ、うちとしましては、あそこを有効活用するためにはやはり食堂として使ったほうがより有効な施設利用になるというところで、今回は基本的には合宿所の食事を提供しますと、あいたときには有効に食堂として使っていただくということで、総合公園に来場された方の利便性も向上するという判断のもとで、今回そこに食堂を入れるというところで上げさせていただいているところでございます。

それと、そういう事業者があるのかというのは、今、そういった調査をさせていただいているところですので、ぜひそういった業者の意見も聞きながら、どういうふうな運営であればそういった業者が入られるのか、そこは今から十分検討していきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

例えば、入所者が3泊4日、2泊3日、もし土日ということになるときに、入所者の朝昼晩の食事と、普通の食堂は休業になるんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

そこはこれからの協議になっていくと思います。やはり事業者としても、朝昼晩、一番お客さんが多いときには合宿所の食事を提供するという形にはなります。どれぐらいの方がそのとき使われるのかにもよりますけれども、基本的には、まず合宿所の入所者の食事を提供するというのを大前提にしながら、あいていれば一般のお客様も御利用いただけるというのがベストかなというふうには現時点では考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

土日いろんなイベントがあつて、たくさんの人が来ますよね。そして、この周辺は食堂がない。だから、食堂があれば本当に便利だとは思いますが、あそこに食堂あるよねと行つたときに、休業、こっちの宿泊所のほうが人数が多いからとかつてなるときに、その辺の来客、その人たちの希望はかなえられないわけで、何かその見通しがね、何でもできそうよということではなくて、もう少し、今、課長はこれからこれからと言われましたから、これからきちんとなるだろうとは思いますが、もうちょっとすっきりした形でできないのかなという私の思いを伝えて、終わります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

内容についていろいろ御質問があつていますが、運用のほうでまだ決まっていないところも多々あると思いますが、ちょっとお伺いしたいと思います。

これから仮に建設等に入つて運用を5月のゴールデンウィークあたりということで、もう1年を切っていますよね。その間、竣工してからの募集ということはないと思うんですが、今後、例えば県とか九州一円、体育協会、体育団体等にどういう形で働きかけを今後やっていって、合宿所の紹介、あるいは大会誘致をして、その合宿所の活用をどういう形で広報していくのか、どういう計画で。それと、体育関係以外での活用ですね、学習等での合宿とか、そういう部分もどういうふうと考えてあるのか。

それと、これ教育長のほうにも関連するかもしれませんが、例えば、夏休み等での宿泊学習等、教育の場として活用する計画を見込んでいるのかどうか、その辺をお教えてください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、先ほどから申し上げていますように、現時点では5月の連休ぐらいの開業を目指しているというところで、その準備を進めておりますけれども、そのためには、指定管理者の業者の決定がありますので、なるべく早い段階で設置条例を議会のほうに上程をさせていただいて、その議決をいただければ公募、それから業者を選定し、そして議会のほうで業者の決定の議決をいただいて初めて動けますので、その準備作業をまず早目に進めていく段階である程度めどが立てば、いろんな媒体を使いながら、例えば、うちのほうでもスポーツ団

体がいろいろございますし、文化協会であつたりとか、そういったところにある程度のめどが立てば、そこにそういった団体を通してこういう施設が完成して利用ができますからということでコマーシャルをするのと、あわせてホームページとかでも出していききたいし、年度当初、年明けをしますと、各スポーツ団体の次年度の大会予定とかで使用の御相談等がございますので、そういったものにもあわせて、この時期にはこの施設がオープンしますので御利用をというコマーシャルはしていきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員会として、具体的にこの合宿所についてまだ検討しているというところはないんですが、私が個人的に中学校の校長と話をしてどういうふうに活用するとしたのということで聞いてみたんですが、例えば、野球部が公民館で宿泊しながら何日か練習をしている形跡が今もあるんですが、そういうのでは、部活動単体で使用するということは十分可能であろうと思います。また、部活動に関して申しますと、例えば、遠方からのチームを呼んだとき、2日間ぐらいにわたって練習試合をするというときに泊まっていただくということは考えられるということを中学校の校長と話しておりました。

それから、宿泊学習については、やっぱり今、中学校でも宿泊学習をやったりしていますが、学年全部が泊まれる施設で今やっておりますので、どうしてもキャパがですね、学年の単位で考えると小さいので、クラス単位というと、またちょっと管理の面で職員が1人ということは難しいので、宿泊学習についてはまだ十分精査していかなければならないかなということを思っております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

これから検討するところが多々あると思いますし、設置条例の後、指定管理者との協議でいろいろ決めていくことも多いと思いますけど、そもそもが、こういう建物、例えば、商業施設ビルとかを建てるときは、こういうイメージで、こういうお客さんを寄せたいとか、そういうビジョンがあるじゃないですか。それは今後の話し合いの中で多少協議していくもの

でもあるんでしょうけど、例えば、この合宿所を建てるに当たって基山町としてはこういう合宿所の活用をしてほしい、こういう大会を誘致して、そういう中での活用、あるいは教育、ほかに基山（きざん）に登山する方とかにも開放してとか、確定じゃないにしても、そういうビジョン的なものは何かお持ちじゃないんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それは、とにかく基山町にまず宿泊できる施設がないというところが1点と、やはり立地から考えますと、スポーツ施設、あるいは文化施設が近くにあるというところを踏まえて、そういった文化であったりスポーツであったり、そういった競技団体とかの合宿であったり、試合の折、それはぜひ、そういった方を一日でも長くこの基山町にとどめさせていただいて、基山町の中で活動、町内の情緒を感じていただければというふうには思っております。

ただ、それだけではなかなか施設の有効活用はできないというふうに思っておりますので、もう少し幅広くですね、今おっしゃるように、例えば基山（きざん）の登山であったりとか、そういった部分も含めて、余り制限を設けての運用はしていかないと、運用は幅広く考えていかないといけないと思いますので、これにつきましてもなるべく早い段階で運営に関する基本方針というのを定めながら、そういった部分を提示していきたいと思っています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

通常、民間だと、本来、建物を建てるときにビジョンというか、こういうふうな町民、あるいは町外、こういう形で使ってほしいというような思いがあって建物建設に向かっていくというようなところも大事なんじゃないかなと思います。

今回まだ検討中ということになるから伺いませんけど、例えば、使う方ですね、町民の方が使う場合と町外の方が使う場合に料金設計をどうするのかとか、その辺の問題もありますけど、その辺は、やっぱりいろんな合宿所の運営に関して町のほうがどういうふうな思いを持たれているかというところが非常に大事だと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もちろん検討しますし、最近いいなと思っているのは、うちが今スロージョギングを、福大の田中先生がやっていますけど、1泊とか2泊のスロージョギングのいわゆる減量バージョン、ライザップバージョンみたいなやつを合宿しながらやるというのを田中先生のグループが今やっていたりするので、そういう何かぴったし、福岡からそういう人たちがやってきて、1日、2日そういう訓練をそこでやって、そうすると将来的には移住定住にもつながったりする可能性もありますので、そういうものも含めまして、今まで御指摘いただいたいろいろな可能性を全部網羅的に今からまた検討して行って、ビジョンというか、まとめた今後の方向性みたいなものをまとめていきたいなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

1点、確かに基山町のアイデアは、既存の廃業した食堂とその横に合宿所をつくるんだという、それは基山町外でも評価すると思います。つまりコストダウンになりますからですね。この時点で48名分の食事を今の店舗で可能なのか、一番基本的な考えですね、48名が同時に食べられますよと、そういう運営になっていくわけなんですけど、果たしてその現在のどうなんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まずは、48人分の食事は必ず提供するという前提で、ただ同時に48人分が食べられるのかどうか、例えば、2班に分けるとか、そういった少し時間をずらして食べていただくとか、また、お店の中のテーブルのレイアウトとかも関係してくると思いますので、現時点では提供をさせていただくということでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、大前提で48人入るレイアウトは一応つくっております。そういう意味では、ただ、

実際今度改修したりして、また本当に48人入るか、47人なのか、46人なのかとかはあるかもしれませんが、一応48人の座席がつくようなシミュレーションは今の現物の建物の中でやっているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それと、やっぱり売りにするなら、同時に食事もできるんだと。確かに1回24人、2回目は後から食べなさいと、そういうパターンがあるかもわからんけど、合宿所だから同時に食べるとか、それは基本ですもんね。だから、今の厨房で間に合うのか、また、基山町は給食センターを持っておるから、向こうでつくって持ってくるのか。いろんなパターンの考え方があると思うんですね。よく吟味されて、同時に食べられる合宿所、食堂を目指してほしいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

きょうの資料もいただいておりますので、ちょっとわからないことがたくさんありまして、土地は固定資産税評価額を利用したということをおっしゃいましたよね。この建物は何を基準に評価されたんですか。例えば、固定資産評価額の中の建物のところもありますよね。それをされたものか、それとも減価償却みたいな建物の、そこら辺をされたものか。

それから、この附属のいろいろな明細を15項目ありますけど、これは評価単価とかおっしゃいましたけど、これって減価償却もされていたと思います。当初からすると約十五、六年たっていますよね。そういうのってもうほとんど切れているんじゃないかなと思うんですよ。それでもまだ計算の、こういう小さなエアコンとかいうのは20年とかで計算されていたんですかね。それで、その評価が残っていたんでしょうか。ちょっとそこら辺が私わかりません。説明ください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

土地、建物につきましては、固定資産の評価額を参考にさせていただいています。それか

ら、建物附属施設につきましても償却資産の現在の対象額ですね。今の課税の対象額としての額を参考に金額を算定いたしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ということは、減価償却で残っているところを対象にということですか。どこを基準というか、参考にされたのかというのがちょっと私わからないんですけど。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

償却資産の中で、評価額がございますので、その分、現在の評価額ですね。税の詳細のあれですけども、取得額から経年によって額も変わってまいりますので、現時点での評価額が今回のうちのほうが契約をさせていただいている金額になっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ということは、この評価額というのはほんとステーションの持ち主の資料か何かがあったんですか。それとも、こういうのは一般的に取得された年月日とその機材を見たときに行政のほうで計算されたんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

課税をしておりますので、その資料から算定をさせていただいています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ほとんどの質問を皆さんがされているので、1点だけ。

来月、7月入ったら意見交換会ということをおっしゃいましたけど、私、先週17区のほうの運営委員会がございまして、この点について6月の補正の内容の報告をしました。そのと

きにホームページのほうでは、これについてのパブリックコメントが6月30日から7月15日までということで載っておりますので、そのことについても皆さんに、御意見があればということでお伝えしております。

今の課長の細かいことはまだ決まっていないからということですが、パブリックコメントにしろ、意見交換会の意見にしろ、出たものに対してはこういう内容でって、また返答、回答しなければいけないと思うんですけど、余りにも漠然とし過ぎて、恐らく何を答えていいのか、聞いていいのかちょっとわからないだろうなと思うので、ある程度細かいところは省いて、例えば、合宿所ですから、私たちも合宿したことがあるのでわかりますけれども、途中、食事で来られた人が入ってくるとか、あれとかいうのはちょっと考えられませんので、例えば、土日でも合宿所で固定して使っていただきますから——決定ではないけど、考え方として、このときには食堂でのこういう開放はいたしませんというような形の考えですということで意見を聞かれるときに投げかけないと、聞かれた方が何を求めているんだろう、何を聞きたいんだろうって、きっとすごく迷われると思うんですよ。

ですから、ある程度、今皆さんがおっしゃったので、方向性としてはこれはこういう形、それから土日で合宿で来られた方にはとりあえずデリバリーとおっしゃったから、それは別としても、朝昼晩来られた方が、競技ないし目的があって来られているから、食事の面は大丈夫ですよ、泊まっていたら全部こちらがちゃんとやりますよという安心感も含めてやらないと、一回来て、いや、大変だった、途中どこそこに昼は食べに行かないかんやっとなかなんとかってなったら、もう二度とないだろうと思いますから、基本的な、私たちはそういう形でこの合宿所をやりたいと思っていますというものを一本考えていただいたほうが、意見交換会のときでも決定ではないということはとりあえずおっしゃっても、一本ないんで、聞いてもちょっと意見が言いづらいなと思っているんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

確かに、何もない中でというのはありますが、逆に皆様方からの御要望、今おっしゃったように、先ほどから町長も何回も答弁されていますけれども、基本的には合宿所に入所された方には、御希望されれば、朝昼晩、食事は必ず提供しますと。これは大前提の運用でござ

います。ただ、その後のあいている時間の食堂の使い方は、そういった有効活用ができるような形で考えていきたいということは基本でございますので、そういった基本がありながら、でもやはり合宿所だったらこういうふうなことを考えてほしいとか、こういう施設であればより使いやすいとか、例えば、運用面でも時間の問題、何時から何時ぐらいまではやっていただいたほうが、例えば、よその合宿所とかを使われた方が、よそはこういった施設だったんで、こういうのはよかったんでぜひ基山も取り入れてくださいとか、そういったまだ何も逆に言うとは決まっていない状態ですので、そこもうちが今回基本方針なりをつくる段階では、仕様書をつくる段階では十分まだ取り入れが可能でございますので、そこにそういった皆様方からの御要望を聞きながら、それを反映させていただいて、それに対する回答はきちっとした形である程度出していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

反対ではないんですけど、今現在S G Kをやっている一番思うのは、これもありなんです、これもできるんですというのは、こっちからとしてはどうぞウエルカムでいいんですけど、来られる方が結局何をしようかよくわからなくて必ず言われるんですよ。ということは、やっぱり反対であろうが賛成であろうが、一応こういう形を今考えていますって一本見せたほうが、それに対してこういう考えもあるんじゃない、これできるんじゃないということでの意見が出やすいのではないかということをやっていますので、受け入れるほうは一応皆さんの意見を参考にというのは当然わかるんですけど、余り漠然としていると、ちょっとまとまらないんじゃないかなと思って、そのあたりを心配しておりますので、できれば町長がおっしゃったのも含めて、意見交換会ときは資料というほどじゃなくても、このことは一応確定ではないけど、この方針でいきますというようなものを出してされるんでしょうから、その辺はよく検討してくださって、意見が出やすい形にですね。皆さんがこういうふうに、こういうものがあってよかった、こういうのをしてほしいという意見が出るように、ぜひその辺は資料のつくり方も含めて、余り漠然としないで、少しその辺を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ほとんどの議員の方が質問されてあります。これだけ重要な、松田町長の大事なトップセールスなので、いろんな面で町民の皆さんも非常に関心があるし、議会の皆さん方もこういう質問があると思います。

それで、きょう議員の質問を聞いていただきますとわかりますように、はっきり言って、担当課長なり総務企画課長がこれだけの資料を出してあるので、ほとんど半分以上は質疑が必要ないような質疑なんです。というのは、6月22日に議長のほうから各議員に臨時議会招集についてと通知が来ました。これで議案の書類と資料として売買契約書、位置図だけです。それで、先ほどから質問があっていましたように、一番、議会として審査が、町民の代表として、議員として審査しなければならないというこの算定の基礎、先ほどからもありましたように、固定資産評価額から持ってきましたとか、そういうのが資料に全くないですよ。先ほど副町長が言いましたように、いや、これは評価額ですから実勢価格の7割ぐらいいですよと言われたですよ。そういうのをちゃんと資料に出せば全く聞く必要ないですよ。私も言いましたけど、いや、資料がないから出してくれって事務局長に言いましたけど、そのとき、いや、6月補正予算の追加資料で出しておりますということでしたけど、きょう出ましたですね。

こういうきょうの710万円の請負工事の契約に関する一括した資料というのが、ほとんど私は今まで、いつも議員から言われた追加資料、追加資料ということでされてあるんですよ。これをやはり総務企画課長なり副町長もあれですけど、総括して、この議案に対してはこれが最小限必要だというのははっきり言って、この単価と単価の根拠ですね、そういう資料を議会に出していただくと、ほとんど先ほどからの資料に関する説明が要らないですよ。はっきり言って、無駄だとは言いませんけど、今後の運用とかそういう方針になって、ただ、事務的なこの土地の価格710万円の根拠がどうなったとかという議案を出すならば、担当課なり総務企画課長がこういう資料が必要ですよと、ここが何でわからないのかなと私は思っているんですよ。だから、そういうのを見て議会資料を提出していただきたいということを、ずっと6月議会から、追加資料、追加資料、その都度その都度出ていきますけど、総務企画課長や副町長、その辺は今までどおり追加資料は追加資料で言われたときに出すと。

やっぱり総合的に勘案してその辺は出していかないと、議員も惑うとですよ。次から次、

言われて出すじゃなくて、この議案についてはこういう最低限、この資料が必要、先ほど言ったように、買収単価はどうして算定したとか、そういうのが全く欠落しているんですよ。口頭でしかあっていませんから。そういうのは総合的な資料の提出なり説明資料について、私は総務企画課長か副課長か知らんけど、その辺はやっぱ、はっきり言って、私は総務企画課がまとめていないんじゃないかというふうに危惧するんですよ。担当課が言われるままそのまま出ているんじゃないか。やはり一度総務企画課で、こういう資料は、いや、何々課長、これは必要だと、この分はと。そういう指摘を総務企画課長なり副町長なりが言うて、資料を見ていただきたいと強く思いますけど、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

資料に関しましては、私どももなるべくわかりやすいようにというところについては心がけながら作成をいたしておるつもりでございます。そういった中で、きょうの指摘も踏まえて、なるべくわかりやすいような資料作成に心がけていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

9月議会の資料を楽しみにしております。

1点だけです。この切り捨てというのは、10万円以下の切り捨ては何の根拠に基づいて切り捨てでありますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

所有者の方との協議の中で、額の確定をさせていただいて、根拠は特にございません。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

この切り捨てというのは、今まで私も役場の職員として40年間しましたが、切り捨ての土地売買契約なりというのは初めて見たんですよ。これは民法でいう契約の自由から見て

平等でなければならないということは、単価が決まっているんですよね。単価が決まったら、これに面積を掛けて何円まで出さなければならないんじゃないですか。その切り捨てた根拠が、はっきり言って、町の権力を肩にかけた契約はだめというふうになっているんですよね。民法でいう契約自由の原則、それから見ると、いや、これは切り捨てますから、これで売ってくださいと、そういう契約の方法をしていると町民の方は見ますよ、これ。何で何円まで正当に公共用地の取得、公共用地の道路改良とか、いろんな道路がありますよね。それでもこういう切り捨てて売買契約したことはないはずですよ。そこに逆に言えば、何で切り捨てたかと、いや、おかしい、何で、その辺で疑念とかそういうのがあると思いますけど、今後ともこういう切り捨てとか、そういう方向で売買契約とかされていくんですか。

これは大事なことですよ。土地の売買契約、総務企画課長も長年、土地の道路改良とかでやっておりますけど、切り捨てたということは前代未聞と思うんですよ。今後も、こういうことで基山町としては切り捨て、今度は切り上げとか、何円まで算定して支払って購入すべきと。私はこの議案を見てびっくりしたんですけど、その辺の見解は。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、契約を行う場合については積算を行って、円単位未満を切り捨てるとというのが通常やらせていただいている部分ではないかと思っております。

そういった中で、あくまでもこの売買契約については総務契約という形になりますので、お互いに合意した中で行うことですので、どちらも納得した中でこの金額で契約をする、それで譲渡する、買い受けをするという形になりますので、契約上としての問題そのものは、契約書そのものは有効だとは思いますが、今後買収をしていく中では円単位まできちとした形で買収をさせていただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今、総務企画課長も苦しい答弁をされておりますように、これは原則はあくまでも円以下は切り捨てですよ。円までは契約の自由ですから、単価が入ってなければいいとですよ、はっきり言って。平米当たり1万6,000円とか8万円とか、平米当たりの金額が入っているな

らば、それに対応する面積と掛けた場合は円まで出してすべきであって、今後ともこういうことはあり得るような言い方があるけど、ぜひ私はこういうのは、今後はもうこれだけ、いろんなあれが、これは私はこれでとめますけど、今後のあり方として、切り捨てとか切り上げとか、1万円単位、10万円以下はですね、こういう契約の方法、副町長、どやんですか、これでやっていきますか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今、鳥飼議員が言われるように、基準に従って円まで出して契約していくというのが通常だろうと思いますので、今後はそういう形になると思います。

今回については、所有者の方も基山町に貢献したいという気持ちがあって、そういうふうがいいよというようなことで言われていますので、今回はお互いの合意のもとでこの金額になっていまして、今後はそういう基準によって契約をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

3回目ですので、残っていると思います。

私、今回のこの合宿所の建設そのものには反対しているわけじゃないんですね。大変おもしろいなとは思っているんですけども、問題は先ほどから出ていますように、運用をどのようにするのかとか、そういう問題だろうと思うんですね。指定管理者という話も出ましたけれども、今度、近隣でこういうふうに公共で合宿所を持っている市町どこかありますか。それと、どこか研修に行かれましたか。なぜ聞くかということ、私たち議会としても、総務文教常任委員会としても、これぜひともですね、もし執行部の方がどこかに視察に行かれたら私たちも行きたいと。特にこの運用については、私たちも一から勉強しなければ、なかなかこれは難しいかなと思っているんですね。逆に言えば、指定管理者にしても物すごくこれは費用が要るかなというふうなことも心配したりしますから、これどこかに研修とか視察に行かれましたか、もう一つはどこか近くにありますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

こういったスポーツ合宿所的なのは近隣では、大分県の佐伯市に行かせていただきました。同じように50人規模でありました。向こうは平家建てで、今回うちと同じように野球場であったり体育館であったり、いろんなスポーツ施設の横に合宿所があるという、またさらにうちと同じような状況の中での視察をさせていただいたところでございます。また、詳細には調べておりませんが、公共での合宿所はそのあたりかなということで、もう少し調べて、また情報があれば議会の皆様方にもお知らせをしたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第18号に対する質疑を終結します。

次に、議案第18号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第18号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号に対する質疑を行います。

議案書の2ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳出の部分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

2 ページをお開きください。

2 ページ、歳出、10款4項1目11節、需用費。重松議員。

○9 番（重松一徳君）

これ35万円ですね、何に使うのか、基本的なところ。わかるんですよ。例えば、今でも電源を入れておかなければ、浄化槽あたりは電源を切ってしまえばこれ物すごく劣化が早まるんですね。使わなかったとしても電源を入れておかなければならないとかいういろんな問題があると思いますけど、この35万円の根拠を出してください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

月3万5,000円の10カ月分でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9 番（重松一徳君）

基本的に、これ水道、電気、何がこの3万5,000円ですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

電気代として3万5,000円の分でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2 番（大久保由美子君）

今の部分で、電気代というのは、浄化槽を今使用する——使用というか、動かすための電気代が3万5,000円ということですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

動力の分での金額で、浄化槽も当然、あと外の冷凍冷蔵庫も含めての額でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次行きます。

14款1項1目．予備費。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第19号に対する質疑を終結します。

次に、議案第19号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第19号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立です。よって、議案第19号は可決されました。

以上をもちまして、平成29年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前11時9分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 品川 義 則

基山町議会議員 栗 野 久 明

基山町議会議員 久保山 義 明